

資源・燃料政策の現状と課題

2026年5月12日

資源エネルギー庁資源・燃料部

資源・燃料政策の方向性（第7次エネルギー基本計画のポイント）

エネルギー政策の基本的視点（S+3E）

- エネルギー政策の要諦である、**S+3E（安全性、安定供給、経済効率性、環境適合性）の原則は維持。**
- **安全性を大前提に、エネルギー安定供給を第一として、経済効率性の向上と環境への適合を図る。**

化石資源の確保/供給体制

- 化石燃料は、足下、**我が国のエネルギー供給の大宗**を担っている。**安定供給を確保しつつ現実的なトランジションを進めるべく、資源外交、国内外の資源開発、供給源の多角化、危機管理、サプライチェーンの維持・強靱化等**に取り組む。
- 特に、現実的なトランジションの手段としてLNG火力を活用するため、**官民一体で必要なLNGの長期契約を確保**する必要。技術革新が進まず、NDC実現が困難なケースも想定して、LNG必要量を想定。
- また、災害の多い我が国では、**可搬かつ貯蔵可能な石油製品やLPガスの安定調達と供給体制確保**も「最後の砦」として重要であり、**SSによる供給ネットワークの維持・強化**に取り組む。

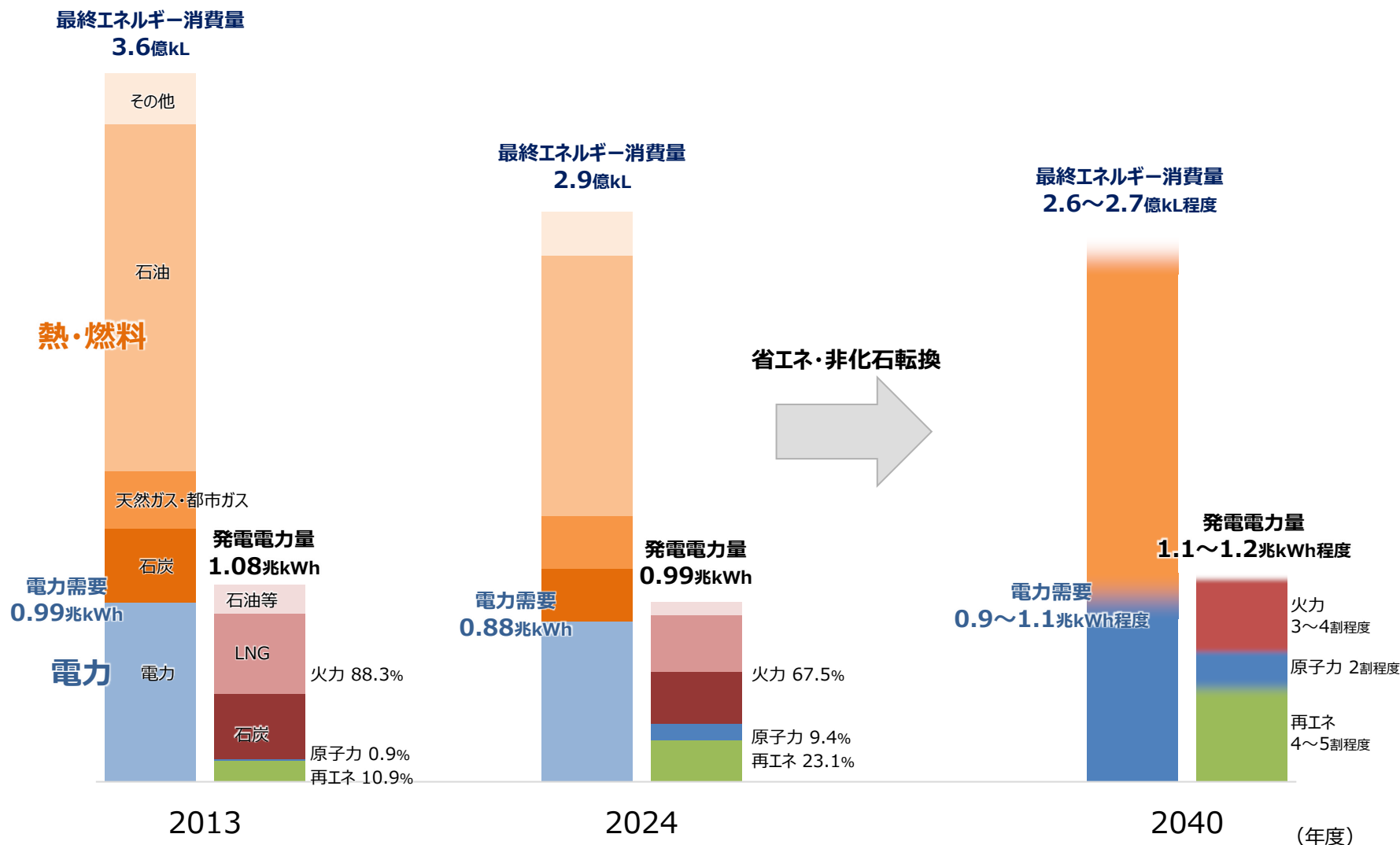
次世代エネルギーの確保/供給体制

- **水素等（アンモニア、合成メタン、合成燃料を含む）は、幅広い分野での活用が期待される**、カーボンニュートラル実現に向けた鍵となるエネルギーであり、各国でも技術開発支援にとどまらず、資源や適地の獲得に向けて水素等の製造や設備投資への支援が起こり始めている。こうした中で我が国においても、**技術開発により競争力を磨くとともに、世界の市場拡大を見据えて先行的な企業の設備投資を促していく。**また、**バイオ燃料についても導入を推進**していく。
- また、社会実装に向けては、**2024年5月に成立した水素社会推進法**等に基づき、「**価格差に着目した支援**」等により**サプライチェーンの構築**を強力に支援し、更なる国内外を含めた低炭素水素等の大規模な供給と利用に向けては、**規制・支援一体的な政策を講じ、コストの低減と利用の拡大**を両輪で進めていく。

CCUS

- CCSは、**鉄、化学、石油精製、セメント**等の脱炭素化が難しい分野や**発電所**等で発生したCO₂を地中貯留することで、**電化や水素等を活用した非化石転換では脱炭素化が難しい分野において脱炭素化を実現できるため、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に不可欠。**

(参考) エネルギー需給の見通し (イメージ)



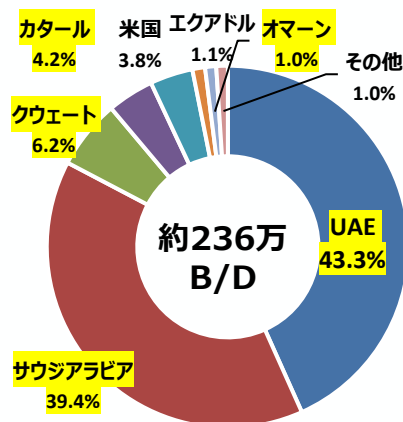
出典：総合エネルギー統計（2024年度確報）、2040年度におけるエネルギー需給の見通しをもとに資源エネルギー庁作成

1. **中東情勢とエネルギー供給への影響**
2. 石油・天然ガス・石炭の調達
3. 石油サプライチェーンの中下流、LPガス
4. 次世代燃料
5. CCS
6. 鉱物資源

日本の化石燃料の輸入量・割合（2025年）

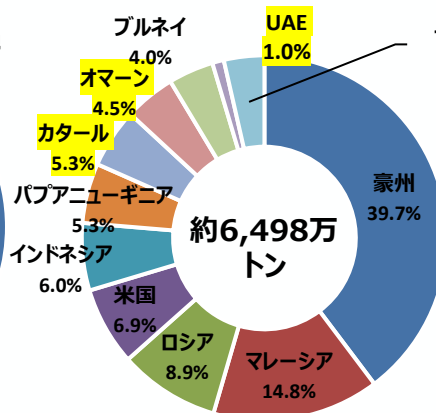
- 化石燃料のほぼ全量を海外から輸入。原油は中東依存度が9割超。
- LNGは原油に比べ調達先の多角化が進んでおり、中東依存度は1割強。
- 石炭の中東依存度は0%。 豪州など、地政学的リスクが低く、地理的に近い国からも輸入ができる。
- LPガスは米国、カナダ、豪州からの輸入が9割超を占め、地政学リスクの低い国からの輸入が太宗。

原油輸入先・量



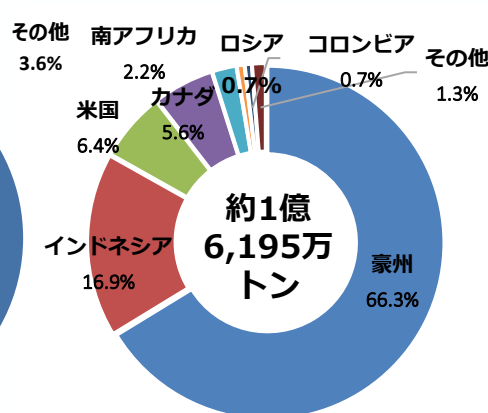
中東依存度 : 94.0%
ホルムズ依存度 : 93.0%

LNG輸入先・量



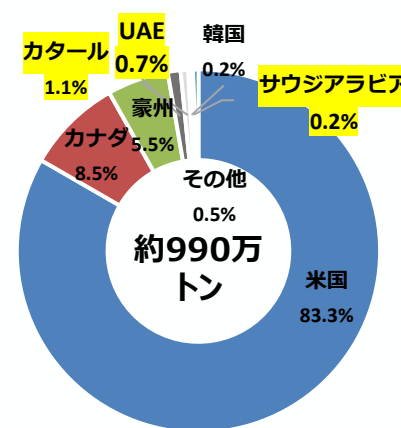
中東依存度 : 10.8%
ホルムズ依存度 : 6.3%

石炭輸入先・量



中東依存度 : 0%
ホルムズ依存度 : 0%

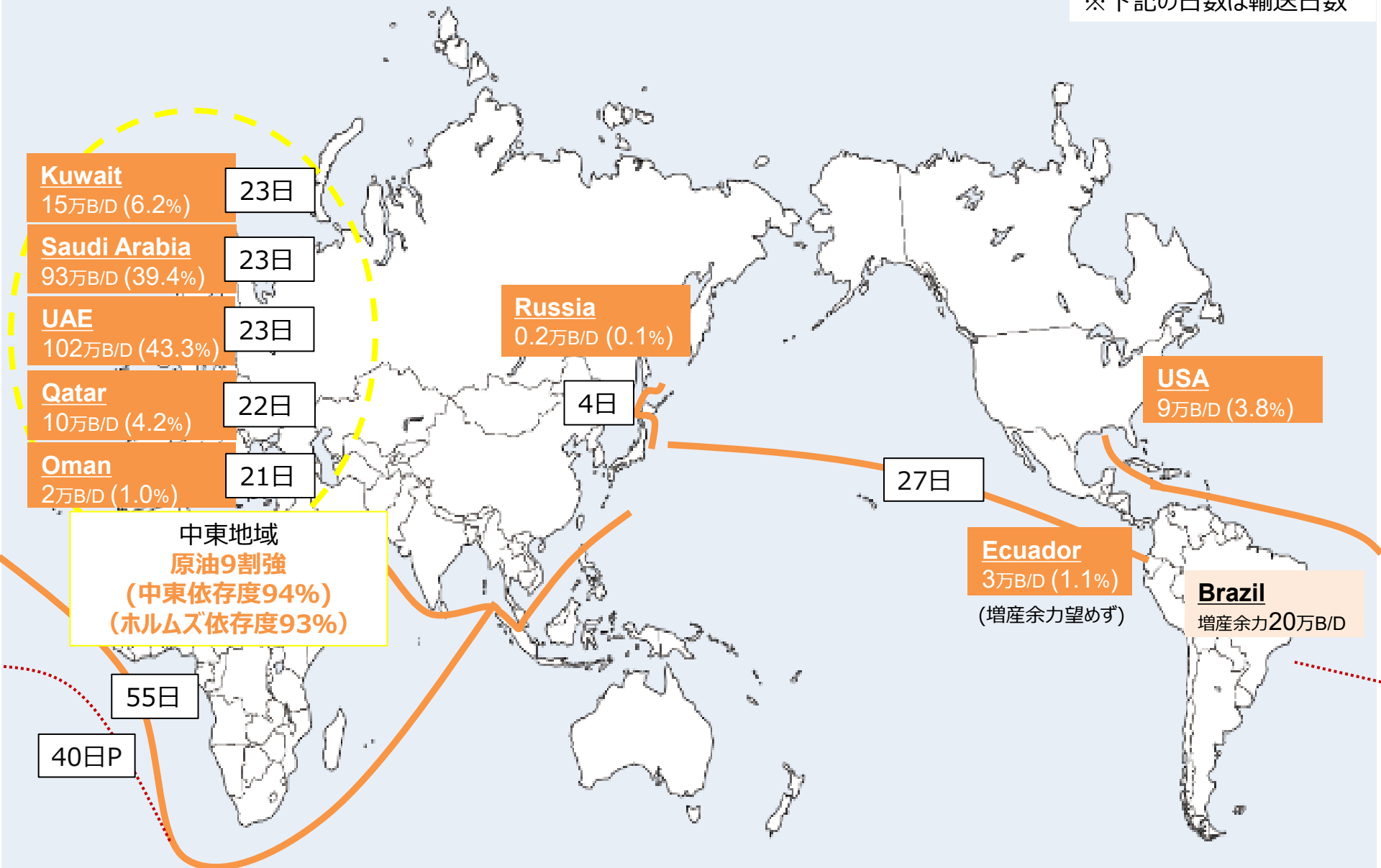
LPガス輸入先・量



中東依存度 : 約2%
ホルムズ依存度 : 約2%

日本の原油輸入（2025年）

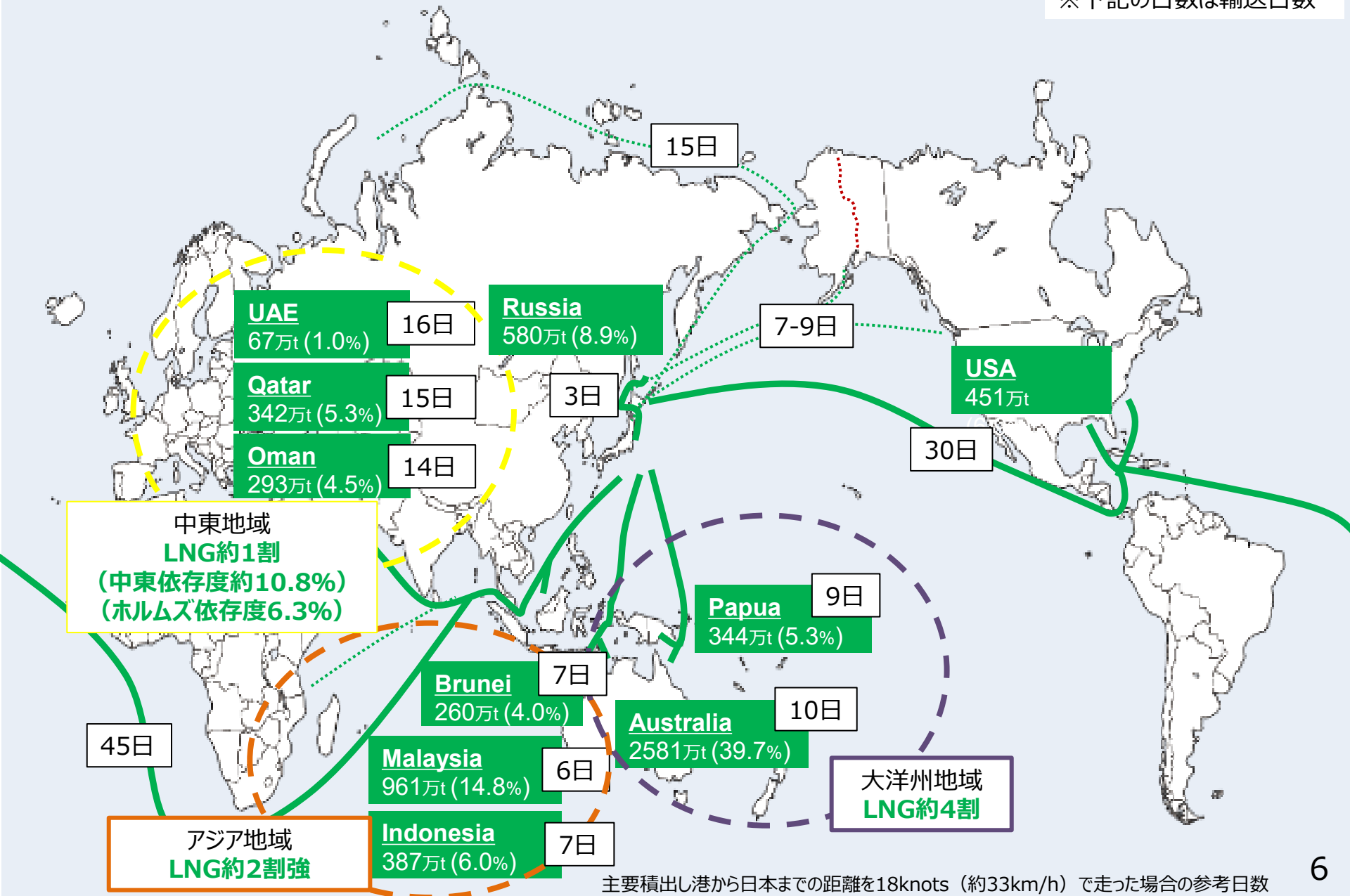
※下記の日数は輸送日数



主要積出し港から日本まで距離を12knots（約22km/h）で走った場合の参考日数

日本のLNG輸入（2025年）

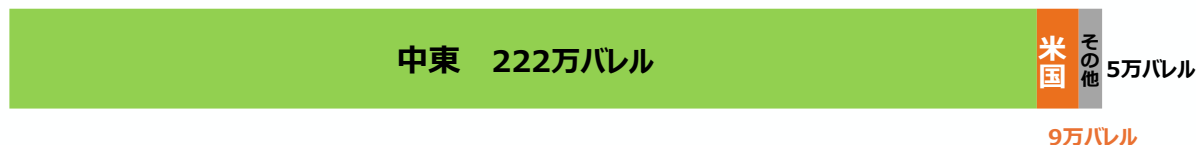
※下記の日数は輸送日数



原油の代替調達の時時点の動向

- 原油について、5 月は、現時点で、過半を超えて、約 6 割の代替調達の確保に目途がついたところ。中東や米国に加え、中央アジア、中南米、アジア太平洋からの原油も届く見込み。
- 仮に、「6 月以降は 5 割しか代替調達が実現しない」という保守的な仮定を置いて、年を越えて日本全体として必要となる石油の量が確保できる見通しが立っているところだが、6 月の代替調達についても、5 月の水準を更に上回る水準を確保するべく、最大限取り組む。

2025年実績
日量236万バレル



4月調達分
(代替調達約 2 割
(日量約50万バレル) 以上)



5月調達分
(代替調達約 6 割
(日量約140万バレル))

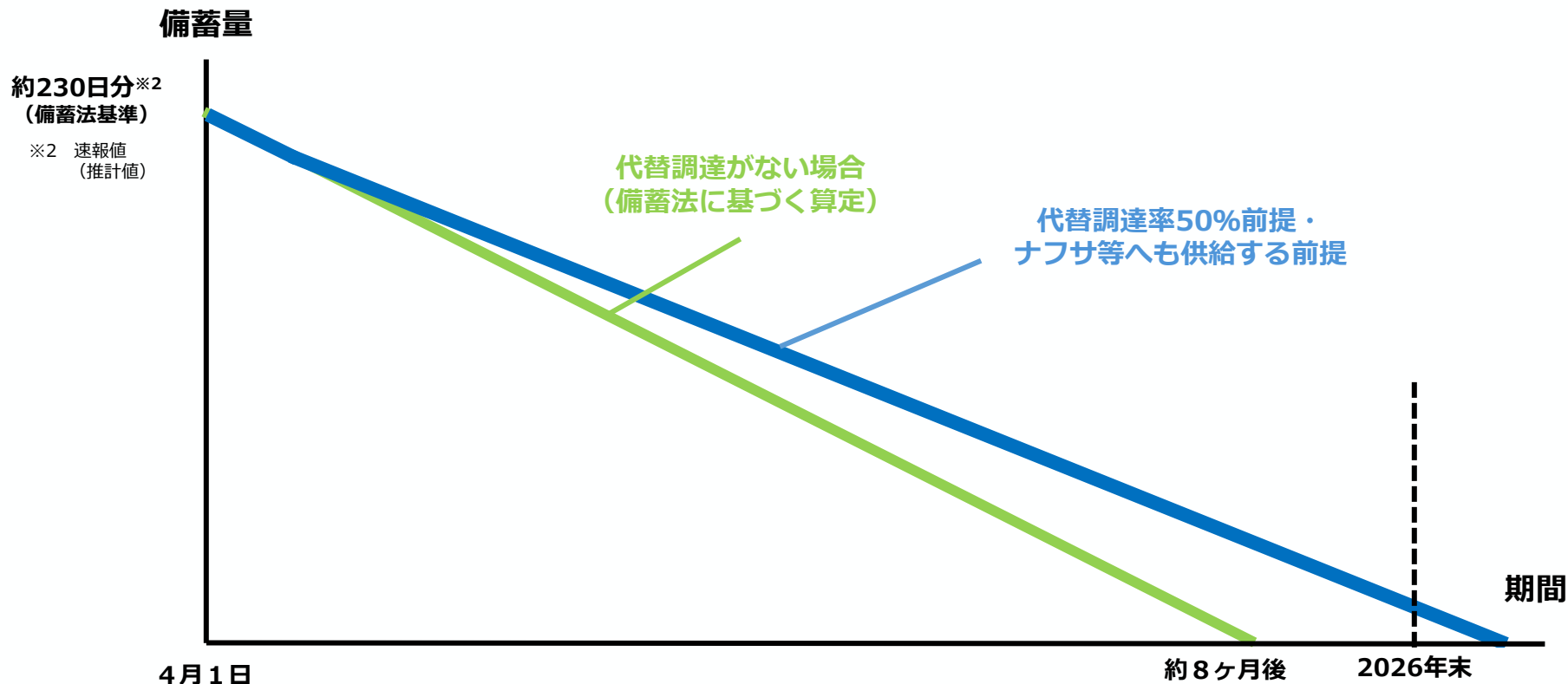


(注 1) 4月30日時点。契約手続が未了分を含む。原油タンカーの配船・運航状況等により、遅れが生じれば日本着が後ろ倒しになるため、月ごとの調達量には変動が生じうる。

(注 2) 上記表示以外の詳細な国名やルートについては、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表としている。

石油の需給見通し

- 原油の代替調達の結果、**備蓄放出量を抑えつつ、年を越えて、石油※¹の供給を確保できる目途**がついたところ。 ※¹:ナフサを含め、燃料油以外の用途にも供給を継続する前提



米国からの代替調達

- コスモ石油が3月22日（日）に米国テキサス州で原油を積んだ原油タンカーが、パナマ運河を経由して、4月26日（日）に日本（千葉沖）に到着。中東情勢悪化の後に調達・積載され、日本に到着する初めての米国原油を積んだタンカーとなった。
- 米国からは、5月に前年比約4倍まで調達が拡大する見込み（確定契約ベース）。

今回の原油輸送ルート



主要積出し港から日本までの距離を12knots（約22km/h）で走った場合の参考日数

千葉製油所

※千葉沖から海底パイプラインを通じて千葉製油所へ



所在地：千葉県市原市
精製能力：21.4万バレル／日

出所：コスモ石油HP

代替調達先の考え方（例）

- 代替調達については、民間事業者とも連携しながら、あらゆる選択肢を排除せずに検討を進めている。

①：供給余力に優れる国

○中東、アメリカ 等

②：過去調達実績があり増産余力のある国

○中央アジア（アゼルバイジャン、カザフスタン）、
中南米（エクアドル、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル） 等

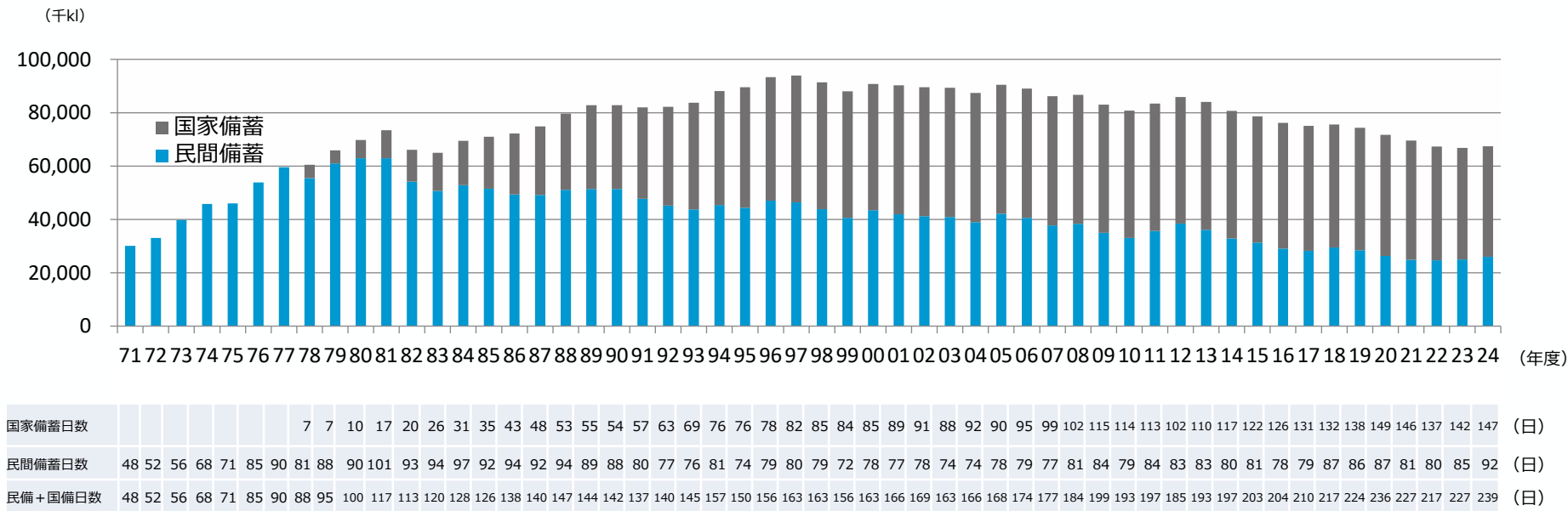
③：石油製品の供給国

○カナダ、シンガポール 等

日本の備蓄制度の歴史

- 日本は、1975年に石油備蓄法を制定し、長きにわたり、国家備蓄や民間備蓄の拡充を図ってきた。

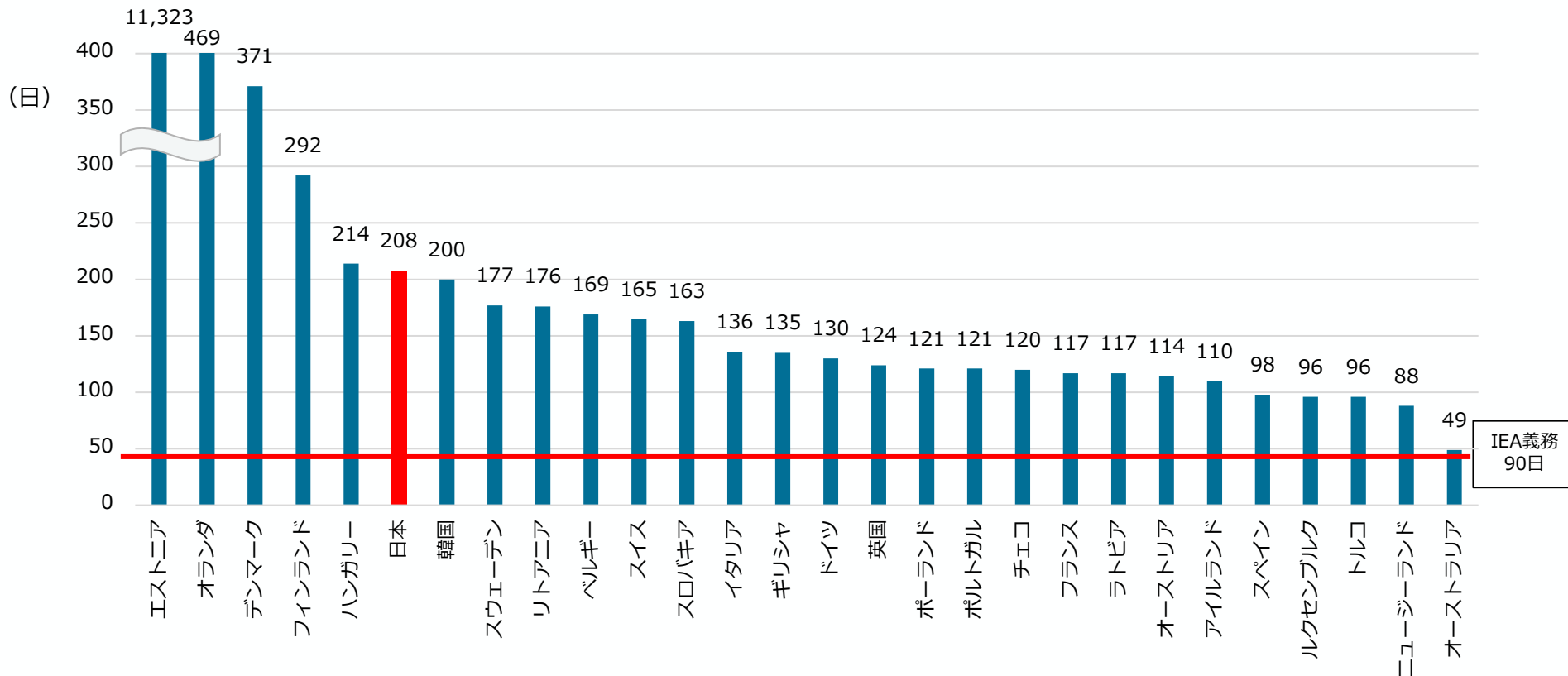
1972（昭和47）年：経済協力開発機構（OECD）の備蓄増強勧告を受けて、行政指導に基づく民間備蓄を開始（60日備蓄増強計画）
1974（昭和49）年：オイルショックを契機として、90日備蓄増強計画を策定
1975（昭和50）年：石油備蓄法を制定し、民間備蓄を法的義務化
1978（昭和53）年：国家備蓄を開始
1998（平成10）年：国家備蓄5,000万klを達成
2015（平成27）年：資源・燃料分科会報告書において、数量ベースではなく日数ベースを備蓄水準とする考え方が示された。国家備蓄は「産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度に相当する量」を確保することとした
2020（令和 2）年：備蓄目標を最低水準として堅持すべきものであることを明確化するため、「以下の量を下回らないものとする」との文言を追加



※石油備蓄量は年度末実績。民間備蓄、国家備蓄とも製品換算後ベース。表中の数字は日数（備蓄法基準）。資源エネルギー庁「石油備蓄の現況」を元に作成。

日本及びIEA加盟国の石油備蓄日数（2025年12月時点）

- 日本は、IEA諸国の中でも、比較的高い水準の石油備蓄を有している。



(注1) 本グラフの石油備蓄日数は、IEA基準で示されているため、備蓄法基準における備蓄日数とは異なる数値となる。

(注2) 「石油備蓄日数＝備蓄量/1日あたりの純輸入量」で計算されるところ、原油の輸出国は計算できないため、グラフに含まれていない。

我が国の石油備蓄の現状

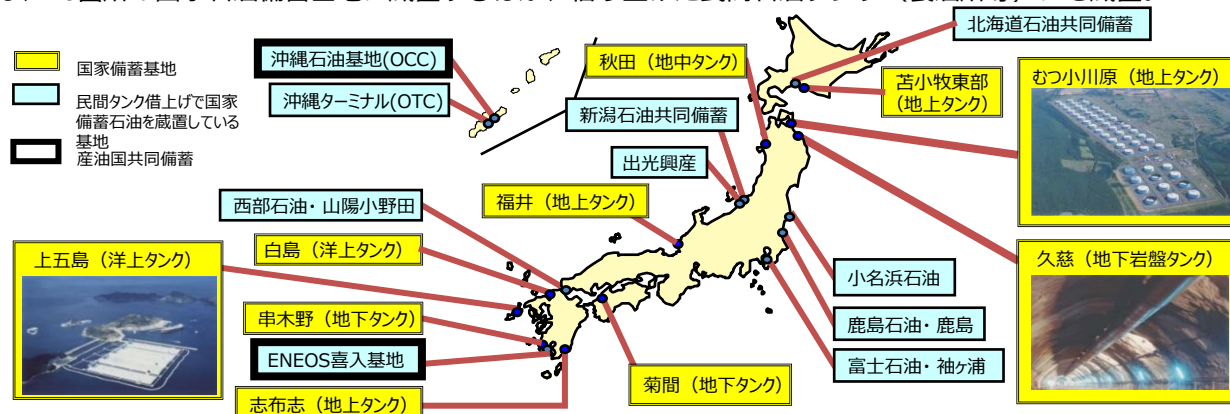
- 我が国の石油備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」、②石油備蓄法に基づき石油精製業者等が義務として保有する「**民間備蓄**」、③UAE（アラブ首長国連邦）、サウジアラビア及びクウェートとの間で実施する「**産油国共同備蓄**」で構成される。

- ・ 国家備蓄 : 原油4,177万kl ・ 製品 142万kl（145日分）
- ・ 民間備蓄 : 原油1,177万kl ・ 製品1,455万kl（91日分）
- ・ 産油国共同備蓄 : 原油188万kl（6日分）

（令和8年2月末時点）

（参考）我が国の国家備蓄石油の蔵置場所（原油）

国家備蓄原油は、10箇所の国家石油備蓄基地に蔵置するほか、借り上げた民間石油タンク（製油所等）にも蔵置。



（※）産油国共同備蓄：我が国のタンクにおいて産油国国営石油会社が保有する在庫であり、危機時には我が国企業が優先供給を受けることができるもの。

国家備蓄原油の放出

- 5月1日以降、新たに、国家備蓄原油を約20日分※放出。代替調達の進展により、放出日数を抑制。民間備蓄義務量（55日分）は維持。

※代替調達率は、輸送上のリスクが顕在化しても備蓄放出で対応できるよう、保守的に4割と設定。

- ナフサを含め、燃料油以外の用途にも供給を継続し、安定供給に万全を期す。

備蓄放出のスケジュール

3/11（水）

- 総理による備蓄放出方針の発表
 - ・ 国家備蓄原油の約30日分の放出
 - ・ 民間備蓄原油の15日分の放出
 - ・ 産油国共同備蓄の放出

3/16（月）

- 民間備蓄原油の放出を開始（15日分）
- 国家備蓄放出の決定

3/26（木）

- 国家備蓄原油の第一弾放出開始（約30日分）
- 産油国共同備蓄の放出開始（約6日分）

5/1（金）

- 国家備蓄原油の第二弾放出開始（約20日分）

5月の調達見込み

代替調達

+

国家備蓄放出
約20日分※

※ 日数はいずれも備蓄法基準。燃料油が算定の対象であり、ナフサ等への供給分は算定に含まない（IEAの考え方と同様）。

石油備蓄の状況

- 現下の情勢を踏まえ、迅速に情報を把握する観点から、**3月17日（火）より、石油備蓄量を日報（実績推計値）として公表**している。
- 3月下旬以降、原油輸入が大幅に減少したことで、民間在庫の取り崩しで対応。また、3月26日（木）以降は、国家備蓄及び産油国共同備蓄の放出を行っている。

（5月11日公表）

	1月末	2月末	5月8日 実績推計値（※）
国家備蓄	146日分	145日分	121日分
民間備蓄	96日分	91日分	83日分
産油国共同備蓄	6日分	6日分	1日分
合計	約8ヶ月分 248日分	約8ヶ月分 243日分	約7ヶ月分 205日分前後

※上記は、備蓄の状況について、速やかに公表する観点から、備蓄法ベースでの実績推計値を速報として公表するものであり、確報時の値と一定の差異が生じる。公表日が休日の場合は、翌営業日に公表。

※国家備蓄・産油国共同備蓄の日数については、精製事業者の受入れが確認された日をもって備蓄日数に反映する。

アジア諸国との連携

- 2026年4月15日、エネルギーや重要物資のサプライチェーンの強靱化に向けて、アジアの国々と協力を進めることを目的として、エネルギー強靱化に関する AZEC+ のオンライン首脳会合を高市総理の呼びかけで開催。
- 域内のサプライチェーンの強靱化を目的に、**アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ（POWERR Asia）を発表**した。

アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ概要

(POWERR Asia: Partnership on Wide Energy and Resources Resilience Asia)

※金融支援等約1.5兆円（約100億ドル）→ 最大で年間約12億バレル分が輸入可能に。

(ASEANの約1年分の原油輸入量に相当)

- アジアの燃料供給不足やサプライチェーンの停滞は、アジアから日本への医療物資等の調達に支障を来し、我が国の経済社会にも影響。
- そこで、アジア各国に対して、
 - ① 原油・石油製品等の調達やサプライチェーン維持のための融資など緊急対応への協力、及び
 - ② アジア域内の原油備蓄日数の拡大に向けた備蓄・放出制度の構築や備蓄タンクの建設・利用の協力 など金融面での協力等を行う。

【緊急対応】物資調達やサプライチェーン維持

● 現地企業への金融支援

【JBIC貸付、JICA海外投融資、NEXI保険提供 ※グローバルサウス実証補助も活用】

- ・ 米国原油など代替原油・石油製品の調達のための与信供与・信用補完
- ・ アジアにおける日本とのサプライチェーン構成企業の生産維持のための資金

● アジア各国政府への財政支援

【JICA緊急円借款】

- ・ 日本とのサプライチェーンを構成する関係各国政府の対応費用等

● 国際機関との連携強化

- ・ ADBの金融支援（サプライチェーン構成企業支援等）との協調
- ・ IEAの市場分析・提言（協調放出後の石油フローの見える化）

【構造的対応】アジア経済・エネルギー強靱化イニシアティブ

● エネルギー供給体制の強化

【JOGMEC、JBIC貸付、ODA、NEXI保険提供、IEA・ERIAとも連携】

- ・ 原油備蓄・放出システム構築支援
- ・ 備蓄タンク等インフラ建設・利用への支援
- ・ 中東産油国の生産力回復（原油施設等）への支援
- ・ 安全なシーレーンの構築

● エネルギー源多様化

【JBIC貸付、ODA、NEXI保険提供、グローバルサウス実証補助、ADBとも連携】

- ・ LNG
- ・ バイオ燃料
- ・ 次世代太陽光
- ・ 原子力（SMR）
- ・ 重要鉱物

● 産業の高度化

【JBIC貸付、ODA、NEXI保険提供、グローバルサウス実証補助、ADBとも連携】

- ・ 省エネ投資・協力
 - ・ 新技術の導入を通じたものづくりの効率化
- 経済・エネルギー強靱性の視点を加えた“AZEC2.0”へ

石油の流通円滑化対策の強化

- 日本全体の石油供給は足りているが、流通段階で目詰まりが発生しているため、対策を一層強化。
 - ① 政府の重要物資タスクフォースの要請に基づき、重要施設向けには元売から直接販売。
 - ② 元売から卸事業者向け販売は、系列・非系列にかかわらず、前年同月比同量を基本とするよう、大手元売事業者に要請。 加えて、大手卸売事業者にも、これに準じた要請を実施。

石油の流通円滑化対策

① 直接販売ルート新設

- 政府のタスクフォースが認めた重要施設（医療・交通・公共サービス・農業・水産業・畜産業・重要物資の製造業等）向けは元売が直売

石油元売

卸事業者

需要家

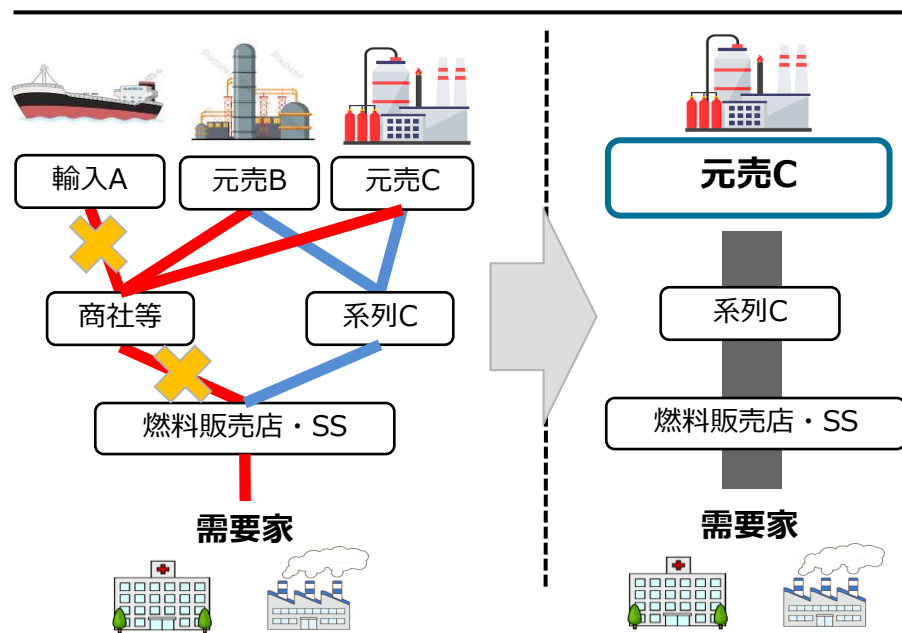


② 流通段階の対策強化

- 前年同月比で同量の販売が基本

直販スキームの狙いと効果

- 燃料供給要請に対しては、販売ルートを個別に辿り、供給元の石油元売会社を特定した上で、必要な量の燃料供給を求めている。他方、調達関係が多段階におよび、供給元の特定・把握が困難なケースも存在。
- 直販スキームを活用し、需要家ごとに1つの石油元売会社が一括供給することで、要請への迅速な対応・供給が可能となった。



事例①：環境・衛生関係

中部地方のし尿処理施設で使用するA重油について供給不安

→従来の商社等からの供給ではなく、新規に石油元売会社からの直接販売を実施

事例②：農業関係

大規模な農村地域における唯一のSSにおいて、農業機械用のガソリン・軽油について供給不安

→従来の商社等からの供給が減少した分につき、新規に石油元売会社からの直接販売を実施

事例③：製茶業関係

九州地方の茶製造に必要なA重油の供給不安

→従来の商社等からの供給が減少した分につき、新規に石油元売会社からの直接販売を実施

燃料の供給の偏り・流通の円滑化等への主な対応状況

令和8年4月28日時点

- 直接販売スキーム及び前年同月比同量の要請を元に、155件を解消。

医療関係

- ・カテーテルの滅菌工程に必要なボイラー用A重油について、供給確保
- ・手術用器械などの医療機器を製造する際に必要な潤滑油について、新規に石油元売会社からの直接販売を実施【直販】
- ・医療機器の素材製造に使用するA重油について、供給確保
- ・錠剤製造の滅菌工程に必要なボイラー用灯油について、供給確保

交通 ・公共サービス関係

- ・九州地方の路線バスの軽油について、供給確保
- ・海底ケーブル敷設船の燃料となるA重油について、供給確保
- ・下水処理施設の雨水ポンプの運転に必要なA重油について、供給確保
- ・中部地方のし尿処理施設で使用するA重油について、新規に石油元売会社からの直接販売を実施【直販】
- ・学校給食の製造に必要なA重油について、供給確保
- ・離島向けフェリーの運航に使用するA重油について、供給確保【直販】
- ・海洋調査の研究船の運航に使用するA重油について、供給確保

※下線は、4月23日時点からの更新箇所

燃料の供給の偏り・流通の円滑化等への主な対応状況

令和8年4月28日時点

- 直接販売スキーム及び前年同月比同量の要請を元に、155件を解消。

農水畜産業関係

- 乳製品工場で使用するA重油について、供給確保
- 九州地方の茶製造に必要なA重油について、新規に石油元売会社からの直接販売を実施【直販】
- 大規模な農村地域における農業機械用のガソリン・軽油について、石油元売会社からの直接販売を実施【直販】
- 養殖用の稚魚や畜産用の飼料製造に必要なA重油について、供給確保
- 東海地方の茶製造に必要なA重油について、新規に石油元売会社からの直接販売を実施【直販】
- と畜場のボイラー稼働に必要なA重油について、供給確保

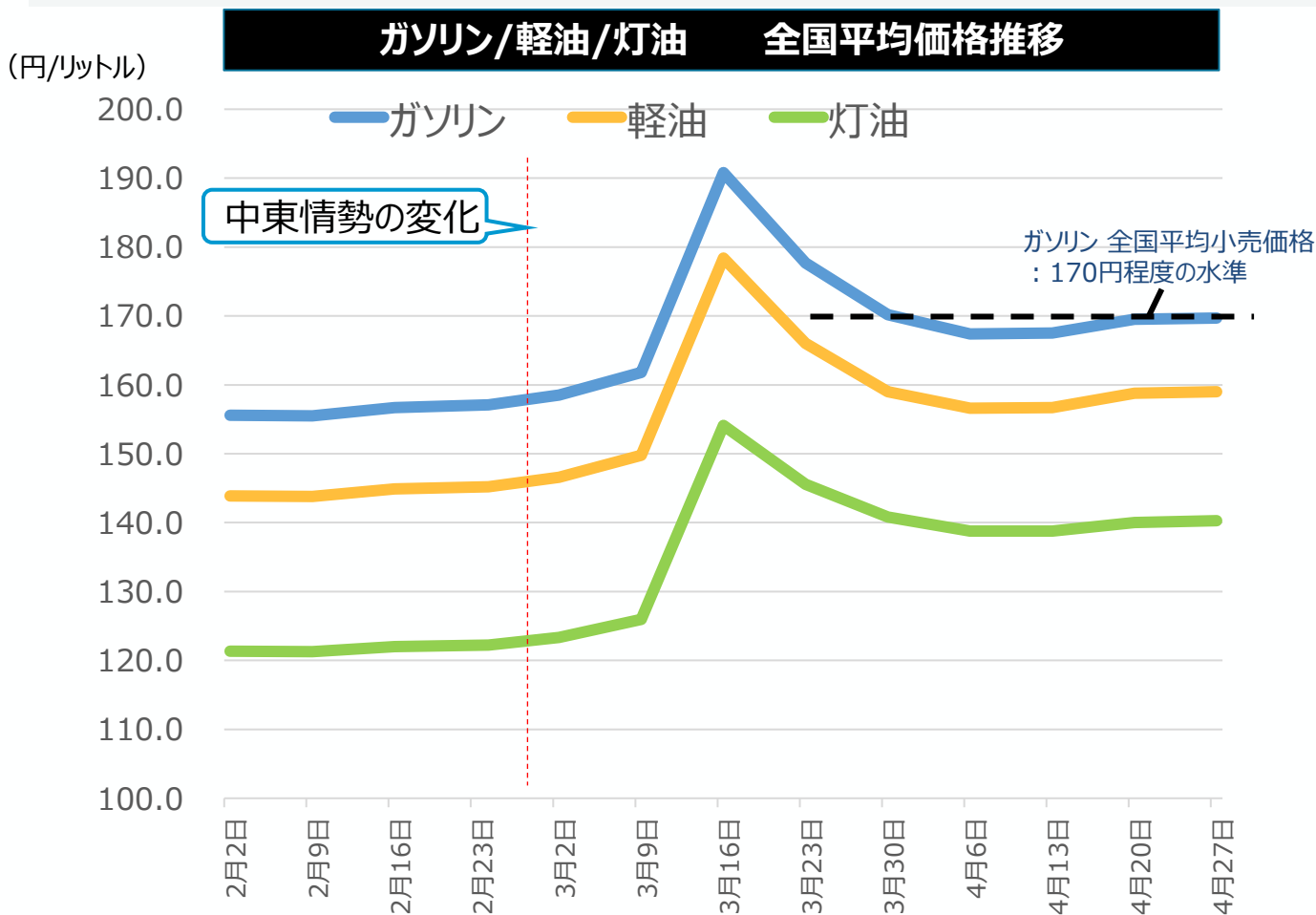
重要物資 製造業関係

- 半導体製造に必要なボイラー稼働に使用するA重油について、供給確保
- 電池製造に必要なボイラー稼働に使用するA重油について、供給確保

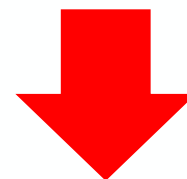
※下線は、4月23日時点からの更新箇所

緊急的な激変緩和措置について

- 緊急的な激変緩和措置を3月19日（木）から実施。
- ガソリン小売価格を全国平均で1リッター当たり170円程度に抑制するための補助を実施。
軽油、灯油はガソリンと同額、航空機燃料はその4割を補助。
- これにより、制度開始前の3月16日（月）に**190.8円であったガソリンの全国平均小売価格**は、**170円程度**、軽油、灯油もそれぞれ160円程度、140円程度の水準に低下。



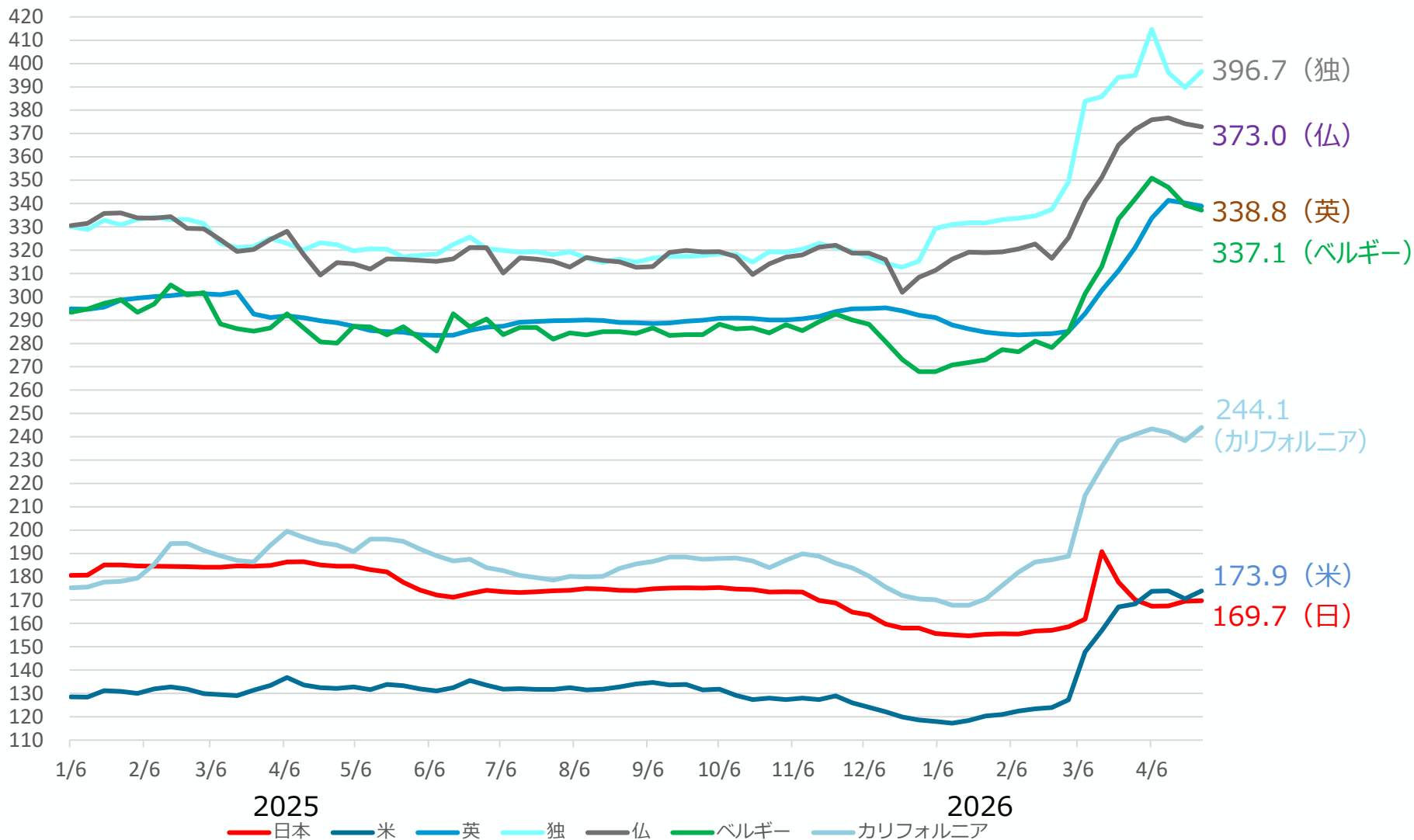
3月16日（月）
ガソリン 190.8円
軽油 178.4円
灯油 154.1円



ガソリン 170円程度
軽油 160円程度
灯油 140円程度
の水準

日米欧ガソリン価格比較 (4月27日(月)時点)

(円)

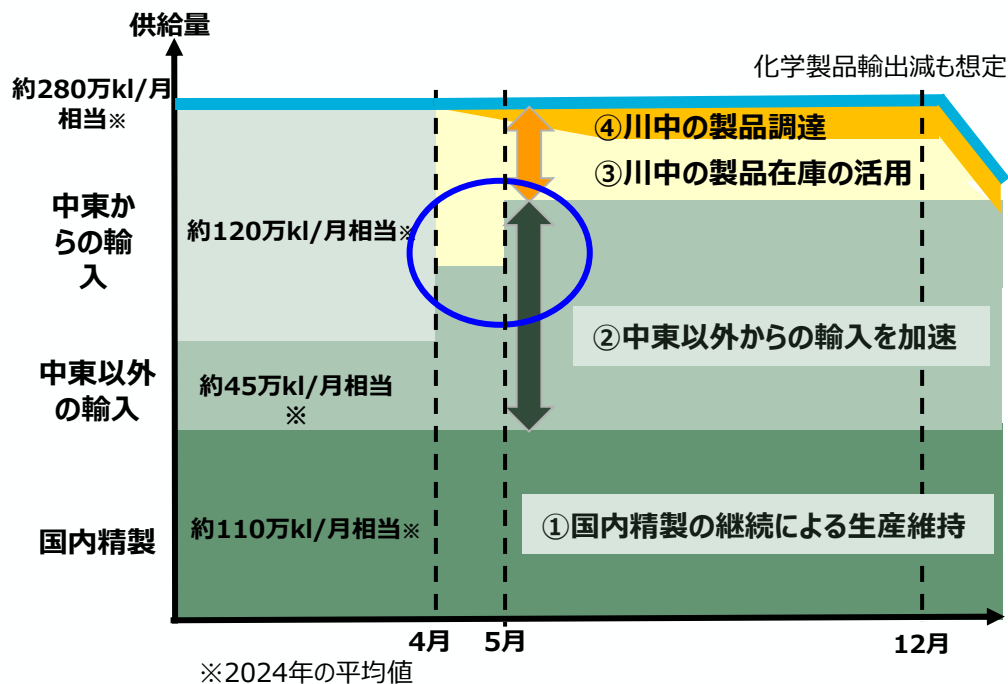


邦貨換算レートは、令和8年3月の平均TTS (三菱UFJ銀行) 1ドル= 159.68円、1ポンド= 215.82円、1ユーロ185.02円を使用。

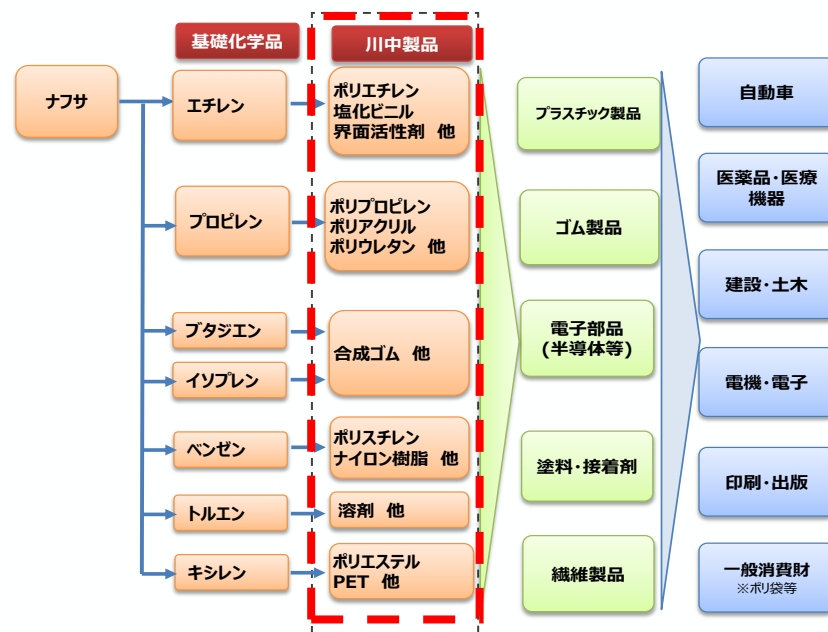
ナフサ由来の化学製品の需給見通し

- 国内でのナフサの精製を継続していることに加え、米国やアルジェリア、ペルーなど中東以外からのナフサの輸入が、中東情勢緊迫化の前の水準に比べると、5月には「3倍」（45万kl/月→4月90万kl→5月135万kl超）となる。これらの輸入ナフサは、5月にも日本に届く。
- また、ポリエチレンなどの中間段階の化学製品の足下の在庫は約1.8か月分となっており、これらをあわせると、ナフサ由来の化学製品の供給は、これまでの「半年以上」から更に伸び、年を越えて継続できる見込み。

化学製品の供給見通し（中東以外の輸入加速）



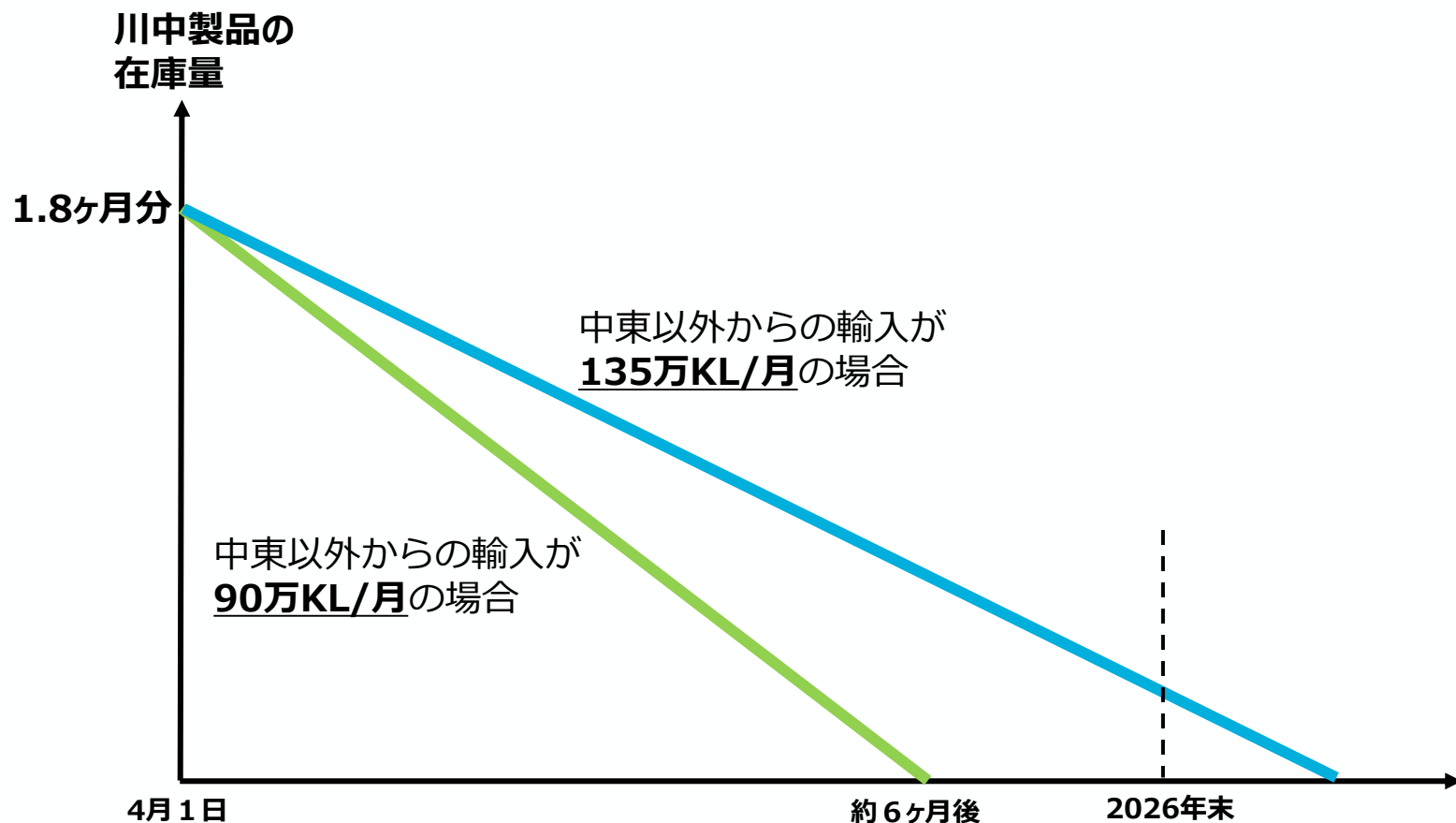
川中の製品在庫（1.8ヶ月分）



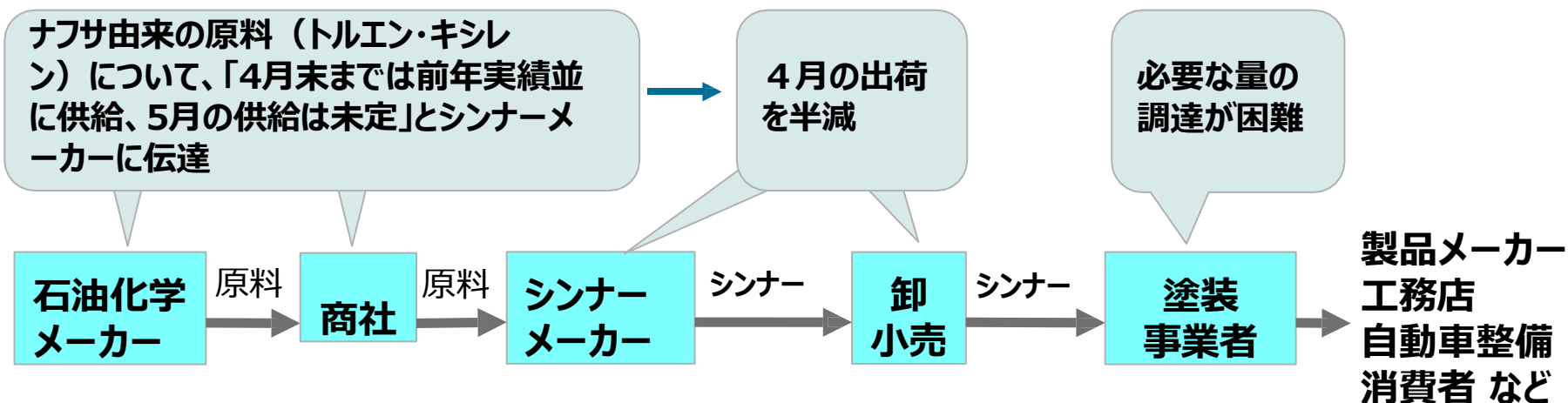
※各川中製品によって製品在庫の期間は異なるため、各川中製品の供給状況を注視の上、製品調達等も検討。

ナフサ由来の化学製品の需給見通し

- 原料のナフサの中東以外からの輸入を更に加速することで、川中製品の在庫を活用して供給を確保できる期間は、年を越えて延長される見込み。



シンナーのサプライチェーン（国内有力メーカーの例）



- ➡ サプライチェーン間で原料の供給見通しを共有することで解消済み。この事例の
- ➡ ようにシンナーの供給量を回復するため以下の要請を実施。

<経済産業省からシンナー等関係事業者に対する要請(4月13日) (抜粋)>

川上側の石油化学企業において、シンナー原料となるトルエンやキシレンについて、国内向け供給は前年実績並に継続されている状況にあります。

原料調達に課題が生じている場合には、それ自体を理由に即座に生産を抑制するのではなく、速やかに経済産業省又は関係事業者にご相談頂くようお願いいたします。

個別具体的な調査の上、当該シンナー製造事業者に対して原料が確実に行き届くよう、サプライチェーン上の調整を行っていきます。

※国交省からも4月14日、建設業団体等に対し上記要請の周知や安定供給への協力を要請。

要請等を踏まえたシンナーメーカーの対応状況

- 主なシンナーメーカーは、先月末時点では、川下に対し、（実績比50%など）出荷制限をかけていたが、ナフサ調達見通しの改善に加え、今般の経産省要請及び4/14の大臣説明を踏まえ、サプライチェーン間のコミュニケーションを密にし、基本的に実績並の出荷に方針転換。
- ただし、一部の原料を必要とする塗料（現在、川中在庫で手当て中）については、今般の中東情勢の緊迫化とは関係なく以前から予定されていた定期修理からの製造プラントの再稼働状況（今月下旬の予定）を要フォロー。
- 引き続き、実績並の出荷量（月平均3.2万ト）への回復状況を粘り強く確認・支援。

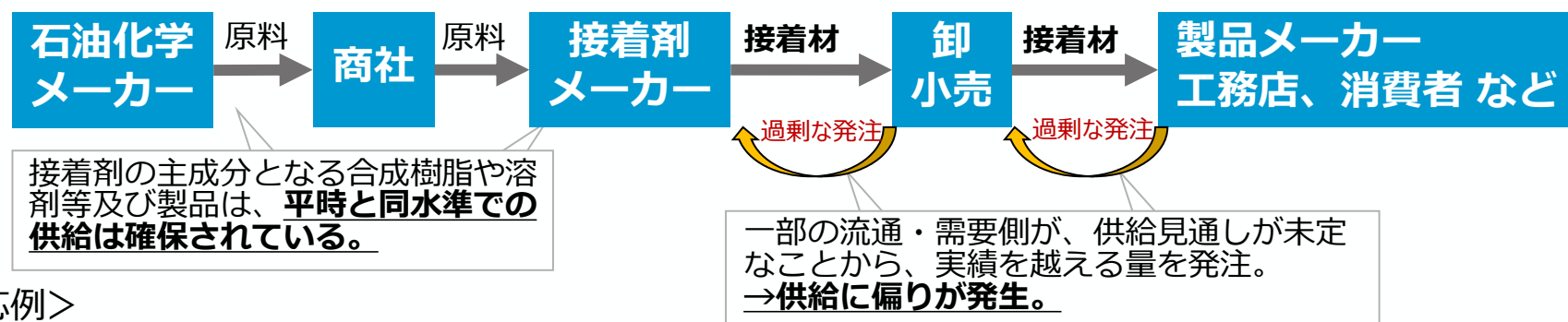
シンナー等の供給確保に向けた取組事例

- ① 商社が、シンナー原料を輸入し、供給量を確保。
- ② 塗装事業者が、新規ルート of 卸・小売から調達。
- ③ 最終ユーザーの製品メーカー（電気製品）が、中小の塗装事業者や卸・小売分も含めてシンナーを共同調達。

需要側の過剰な発注が流通の目詰まりに繋がった事例

- ①川上の供給量が足りている、②中間財メーカーも通常の量の供給が維持しているにもかかわらず、流通・需要側の一部が、普段よりも多く石油製品を発注した結果、中間財メーカーや卸小売の混乱を招き、「流通の目詰まり」に繋がった事例が見られる。
- 原油やナフサ由来の化学製品の供給が、「年を越えて」継続できることの理解を広め、前年同月同量を基本とした調達を行って頂くよう徹底的な周知・広報を進めていく。

<接着剤の事例>



<対応例>

①接着剤（3月下旬頃から過剰発注発生）

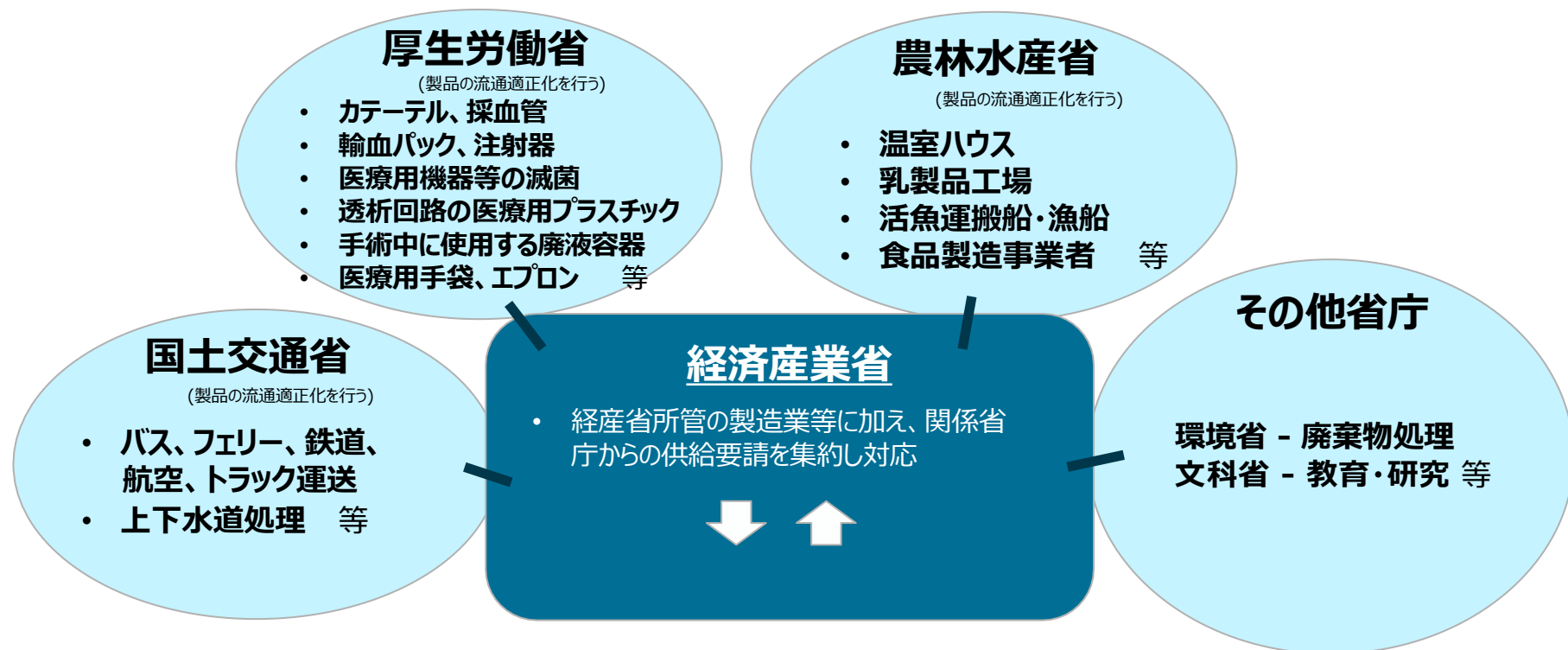
- ・ 4月20日、日本接着剤工業会から需要側に対して、①通常の事業活動に基づく適正な購買・在庫水準の維持、② 過度な先行発注や買い占め行動の自制等を協力要請。
 - ・ 4月21日、経産省・国交省から住宅・建材設備業界向けの説明会を開催。
- ⇒目詰まりを順次、解決。

②潤滑油（3月下旬頃から過剰発注発生）

- ・ 4月17日、資源エネルギー庁から、元売事業者・潤滑油等事業者に対して、前年同月比同量を基本としつつ、3月に 前年同月比量を上回る水準を購入した流通事業者や需要家に対しては4月以降の供給量を調整し、供給を継続していただくよう要請。
- ⇒目詰まりを順次、解決。

供給支援に向けた関係省庁との体制構築

- 国民の皆様の命と暮らしを守るという観点から、高市総理の指示を踏まえ、工業のみならず農業、医療等に関係するものも含むサプライチェーン全体について対応方針を取りまとめる。
- 人命に関わるものを最優先に、ひとつひとつ迅速かつ丁寧に解決につなげていく。



※ 各省庁が供給不足に係る情報を経産省に提供。経産省が石油会社や石油製品会社と調整等を行い、流通経路を開拓。

石油、関連製品の調達にお困りの場合の相談窓口

1. 石油由来の燃料や関連製品の調達についてお困りの場合

経済産業省

([中東情勢を踏まえた石油及び関連製品等に関する対応 | 資源エネルギー庁](#))

(<https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/energyscurity/index.html>)

2. 石油製品を原料とする医療関係物資の調達に不安をお感じの場合

厚生労働省

([中東情勢関連対策ワンストップポータル | 厚生労働省](#))

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/chuto-josei.html>)